

第 10 回理事会 (決議省略) 議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 2018 年度事業報告及び決算の件

<議案の概要>

2018 年度事業報告、及び決算については、定款第 10 条の定めるところより、以下の (1) ~ (6) の書類を作成し、(3) ~ (6) の書類については、会計監査人の監査を受け、その後 (1) ~ (6) について監事の監査を受けたところ。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の付属明細書
- (6) 財産目録

なお、上記 (1) ~ (6) の書類以外に、経理規程の第 41 条に定める「収支決算書 (資金収支ベースのもの) についても、今般作成し、会計監査人及び監事の監査を受けており、これらについて、会計監査人による監査報告書、並びに監事監査報告書の提出を受けたところ。上記書類一式については、理事会承認後、6 月 26 日開催の定時評議員会にて報告を行う予定。事業報告書、貸借対照表、収支決算書及財産目録については、休眠預金等活用法第 26 条 4 項の定めるところにより、内閣府に 6 月末までに提出しこれを公表する。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

理事長 (代表理事) 二宮 雅也

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

2019 年 6 月 11 日 (火)

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長 (代表理事) 二宮 雅也

2019 年 6 月 10 日 (月)、理事 二宮雅也が理事及び監事の全員に対し、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を電磁的記録によって発送した。当該理事会の決議の目的である事項につき、2019 年 6 月 11 日 (火) 17:00 までに、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監事の全員から電磁的記録により異議を述べない旨の確認書の提出を受けたので、当機構定款第 44 条及び理事会規則第 10 条に定める「決議の省略」の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上の通り、理事会の決議があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

2019年6月11日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

理 事 長 二 宮 雅 也